

空家を貸し出しませんか？

申し込み・問い合わせ
政策企画課 定住対策班
☎ 0820 (74) 1007

「周防大島町に住みたい」「空家を紹介してほしい」といった相談を多くいただいています。町では、定住促進と空家の有効活用を目的とした「空家バンク制度」を行っています。使っていない空家をお持ちの方は、空家を「空家バンク」に登録し、貸し出すことにより、家賃収入を得たり、家屋の老朽化を遅らせたりすることができます。

また、「空家バンク」の新規登録の促進を図るため、自治会と連携して「空家バンク」への登録につなげる取り組みもっており、紹介物件が「空家バンク」登録に至った場合、1件あたり2万円の報償費を自治会にお支払いたします。

登録の条件は、①すぐに暮らせる状態の家であること②家財などがなくことです。リフォームのための助成制度もありますので、まずはご相談ください。

なお、修理費用が多くかかるものや老朽化が進んだ物件については、事前にお断りする場合がありますので、ご了承ください。

【空家リフォーム助成事業】

空家バンク登録物件のリフォーム費用や家財処分費用の一部を助成する制度です。助成を受けた場合、空家バンクに5年間登録をいただく必要があります。

■貸主に対する助成

- ・リフォーム 助成率2分の1（助成上限額20万円）
家の機能向上のための改修費用（床・屋根などの修理、水回りの修理など）
- ・家財処分 助成率2分の1（助成上限額10万円）
布団や家具などの不要物の処分費用

■借主に対する助成

- ・DIYリフォーム 助成率2分の1（助成上限額15万円）
自らが行うDIYにかかる
原材料費



空家活用住宅の入居者を募集します

申し込み・問い合わせ
政策企画課 定住対策班
☎ 0820 (74) 1007

周防大島町内の空家を町が借り受けて改修し、町内へ定住を希望する方に貸し出す、空家活用住宅の入居者を募集します。

■住宅の所在

周防大島町三蒲（木造2階建 142.07㎡）

■家賃

3万円/月

■申し込みができる方

- ・現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻予定または事実上婚姻関係の方を含む）があること
- ・単身者であっても、国または県もしくは町から支援を受けている新規就農者および新規漁業就業者等
- ・入居しようとする方が暴力団員でないこと
- ・申し込み時において、周防大島町に住所を有しない方
- ・申し込み時において、住所を有する市町村の税および使用料等を滞納していないこと

※詳しくはお問い合わせください。

■申込期限

11月30日(火)

なお、申込期限までに申し込みがない場合は、随時受付を行います。

■選考方法

書類審査と面接により決定します。

